

「第 3 回検討の場」での検討に係る意見聴取等の結果

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集するとともに、学識経験を有する者や関係住民等の意見を聴くこととされている。

平成 23 年 8 月 9 日に実施した「第 3 回検討の場」の検討結果である目的別（治水・利水・流水の正常な機能の維持）の評価について意見聴取を行った。

1. 県民意見募集、関係住民等への意見聴取

（1）県民意見

① 募集の方法

期 間：平成 23 年 9 月 9 日（金）～10 月 11 日（火）

縦覧方法：インターネットへの公開及び県庁、静岡土木事務所、県財務事務所など 11 箇所への配架。

提出方法：持参、郵送、FAX、メールのいずれか

② 募集の結果

・意見の提出はなし。

（静岡土木事務所のダム検証のホームページへのアクセス数は 266 件。）

（2）関係住民意見

③ 関係住民等への説明会

地区（団体）	開催日時	事業との関係
両河内地区 （布沢・土・和田島・清地 他） （住民 62 名）	平成 23 年 8 月 29 日（月） 19：30～	洪水防御地域 興津川下流地域
吉原地区 （住民 15 名）	平成 23 年 8 月 30 日（火） 19：00～	ダムサイト 工事用道路
吉原地区 （住民 15 名）	平成 23 年 10 月 6 日（木） 19：00～	
清水森林組合 組合長ほか（19 名）	平成 23 年 8 月 30 日（火） 13：30～	関係団体
興津川（非）漁業協同組合 組合長ほか（16 名）	平成 23 年 9 月 1 日（木） 18：00～	関係団体

※ 関係住民説明会には、静岡市の関係する課の各担当者も同席を願った。

② 説明会で寄せられた意見等（参加者の発言）

a) 「目的別の評価」に関する意見

○ 治水・利水・流水の正常な機能の維持

地区等	内 容	ダム検証における対応
1 両河内	代替案の「遊水地」や「ため池」の整備は、傾斜地の多い興津川上流山間域の貴重な平地が減少するため避けたい。	各目的別の対策案の評価(実現性、地域社会への影響)について、意見を踏まえた評価を追記 (第4回「検討の場」資料[P34、35][P52、53][P62、63]に反映)

b) その他、ダム事業全般に関する意見等

○ 治水

地区等	内 容	検討主体（県）の考え
2 吉原	治水の整備目標がダムの1/30から1/10と下がっているが、最近ではゲリラ豪雨などの想定外の降雨が発生しているため、逆に目標を上げる必要があるのではないか？	今回の検討は、国が示した検証基準に基づき実施しており、「興津川水系河川整備計画」で当面の治水整備目標としている「概ね10年に1回発生する洪水に対して人家への被害の発生防止する」ことを整備目標にして、治水対策案の立案と評価を行っています。 なお、県が管理する河川の場合、当面の治水目標を1/5～1/10として整備を進め、その後長期的な目標である1/30～1/50に段階的に治水安全度をあげていくこととしています。
3 両河内	1/30と1/10の雨に対応するという説明があったが、現在の布沢川の流下能力に対し、どれだけ足りないのか。1/10の雨では洪水になるのか？	概ね10年に1回発生する降雨による洪水(流水)は85m ³ /sですが、布沢川の現在の河川断面で安全に流すことができる流量(現況流下能力)は、40m ³ /s程度の箇所もあることから、流水を河川内で安全に流下させることができません。
4 吉原	過去の大雨でも布沢川では、大きな被害を受けていないので、治水上は何の問題もないのではないか？	昭和30年代に台風により布沢川沿いで被害が発生した記録があり、昭和37年には災害復旧工事が完了していますが、現況流下能力は満足できるものではありません。このため、布沢川の治水対策とあわせて、水道水の確保を目的としたダム建設事業を進めてきました。
5 両河内	治水計画の対象となる300mm程度の雨というのは、しばしば発生している。計画規模1/30の妥当性はどうか？	降雨の降り始めからの累計雨量では300mm以上の実績はありますが、布沢川の治水計画で対象としている雨量は、1日あたりの総雨量(日雨量)を指します。計画規模1/30確率は、昭和28年以降の年最大日雨量に相当します。

地区等	内 容	検討主体（県）の考え
6 吉原	台風12号、15号の際の雨量はどうだったか？	<p>8月31日～9月5日における台風12号における降雨量は、和田島雨量観測所（ダムサイトから直線距離で約4km）の記録では、時間最大24mm/h、24時間最大134mm/24hでした。また、9月20～21日の台風15号による和田島雨量観測所での降雨量の記録では、時間最大38mm/h、24時間最大197mm/24hでした。</p> <p>15号の降雨量を確率規模で表現すると概ね2年に1回発生する降雨であるといえます。今回の両台風による降雨は布沢川生活貯水池の計画降雨（時間最大65mm/h、24時間最大318mm/24h）を下回るものでした。</p>

○ 利水

地区等	内 容	検討主体（県）の考え
7 吉原	ダムがなくなった場合、水道用水の取水量は足りるのか？	<p>静岡市の水道計画では、異常渇水時の予備水源としてダムに利水容量を確保するものです。</p> <p>ダム建設が中止となった場合、昭和59年度の異常渇水の発生を想定すると、節水協力等の市民生活への影響も考えられます。</p> <p>〔回答：静岡市上下水道局〕</p>
8 吉原	利水について、旧静岡市との合併で静岡側からの給水ルートでまかなえると思っていたが、それでも水が足りないことになった。	<p>合併以降の水運用事業の推進などにより、渇水時における市民生活への直接的な影響は大幅に軽減されますが、異常渇水時等の安定給水を図るため、ダムによる利水容量を確保するものです。</p> <p>〔回答：静岡市上下水道局〕</p>
9 吉原	ダムに水をためることで水温上昇が周辺環境に大きな影響を与えると思う。一度失われた環境は取り戻しにくい。総合的に見て“高い”水になると思う。もう少し金をかけずにやる方法があるのではないか。	<p>検証基準では、コストを最も重視して評価すると定められています。</p>
10 吉原	旧静岡市からの供給でも水不足となることについて、旧静岡市では節水をしなくて余分な水を旧清水市へ供給する場合、旧清水市の住民のみが節水することになり不公平ではないか。市全体で節水すべきである。	<p>市全体で節水すべきとの考えであります。</p> <p>〔回答：静岡市上下水道局〕</p>

○その他、全般

	地区等	内 容	検討主体（県）の考え
11	漁協	目的別の評価で、コストと環境でダムが不利となっているが、結局ダムありきという結論になるのではないのか？	ダム検証は、国の示した検証基準に従って予断を持たずに進めています。
12	両河内 漁協	総事業費 170 億円ということだが、既に 62 億円を使っている。中止にしたら 62 億円は無駄になるのか？	これまで投資した費用の大部分約8割は、工事用道路〔市道吉原2号線、吉原バイパス〕の整備に費やしています。ダム事業の継続、中止に関らず、工事用道路は、地区住民の生活や経済活動に深い関わりをもって将来にわたり活用されることから無駄にはならないと考えます。
13	吉原	8月 30 日の説明会には、過去にダムを推進していた住民が出席しなかったため、改めて意見交換会の開催を県に要請した。今回もダム推進の住民の出席はなかったことから、ダム建設推進の立場からの意見は無いと解釈をせざるを得ないと思う。	ご意見として承ります。
14	吉原	ぜひダム計画を継続してほしい。	ご意見として承ります。
15	両河内	地元からすれば治水だけで十分。利水や正常流量など人によって価値観が違ふ。誰がどんな価値観を持ってダム建設を判断しているのか？	利水（上水道の異常湧水対策）については、静岡市が水道計画において必要な対策として位置づけられています。 また、流水の正常な機能の維持については、新たな利水を行うための前提として必要な対策です。
16	両河内	今日の説明では、環境について、ダム案が他の代替案に対して劣っているという説明だが、配布されたダムのパンフレットには、ダムは環境に配慮しているとの内容であり、矛盾している。ダムは環境を悪化させることもあると考えて良いのか？	ダムのパンフレットでは、ダムの役割のひとつとして、魚類の生息・生育環境を保持することを目的にダムに貯めた水を放流することを記載しています。 ダム建設による環境への影響を緩和するために保全措置を検討することにしてはいますが、保全措置を必要としない他の代替案の方がやや優れていることとなります。
17	漁協	興津川には年間 5,000～6,000 人の釣り人が来る。他のダムがある川を見ると確実に環境が悪くなっている。今日説明を聞いて、前回の説明の際よりダムによらない対策となる可能性が大きくなったように思う。漁協組合としては、ダムには反対である。なるべく代替案にしてもらいたい。	ご意見として承ります。
18	吉原	興津川は、鮎釣りで東日本 No.1 の川であり、(ダム建設で環境が変化するのは)もったいない。	ご意見として承ります。

地区等	内 容	検討主体（県）の考え
19 森林組合	ダム計画が中止になるということもありえるのか？これまで整備してきた道路はどうなるのか？	ダム検証は国の基準に従って予断を持たずに進めています。 工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
20 吉原	感情的に「このままダム事業を継続してほしい」という時代ではないが、整備中の道路の処理はしっかりとやってほしい。	工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
21 吉原	治水、利水は布沢地区のことで吉原地区にはあまり関係がない。吉原地区に整備している道路だけでも何とかしてほしい。	工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
22 吉原	吉原バイパスは交差点部を平面交差にすると危険なため、立体交差で整備してほしい。	工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
23 吉原	工事用道路（市道吉原2号線）の3号橋から先については、なんとか奥へ入れるように整備してほしい。	工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
24 吉原	目的別の評価に対しては特に意見はないが、（現在整備中の）道路については、しっかりと整備をしてほしい。	工事用道路については、静岡市と調整のうえ今後の対応について検討します。
25 吉原	NEXCO は、来年に開通を控えた新東名を利用している現在の工事用道路の代替ルートを探しているようだ。吉原バイパスはいつ出来るのか？	現在施工中の 4 号橋上部工架設については、平成 23 年 10 月末より着手し、橋梁の完成を平成 24 年 8 月頃予定しています。なお、今後の事業については、静岡県と調整のうえ早期に完成したいと考えています。〔回答：静岡市道路部〕
26 吉原	吉原バイパスの終点側（北側）を農道に接続するよう伸ばしてほしい。そうすれば、NEXCO の工事用車両が吉原バイパスを通して畑地総合開発で整備した農地の道路を利用できる。	ご意見として承ります。〔回答：静岡市道路部〕
27 両河内	布沢地区から吉原地区に通じる道路を整備してほしい。	土合橋から布沢橋までの 1.2kmを1期工区としてH6から整備したが、用地取得が課題でH15から休止している。2 期工事はダム関連として進めるが、同じダム関連の吉原バイパス他に、両河内地区や周辺では伊佐布や清地のバイパス事業の計画がある。ダムが中止の場合、短期に2期工区を進める厳しいが、地元要望書もあるため、1 期工事も含めて今後、検討していく。 〔回答：静岡市道路部〕
28 両河内	ダム周辺整備、特に道路整備についての要望を受け止めてもらいたい。	同上
29 吉原	先の台風 15 号では、奈良県で山が荒廃しているために土砂災害が起こった。ダムより治山が大事ではないのか？	ご意見として承ります。
30 森林組合	できれば、ダムの周辺を買収して山の整備をお願いしたい。	ご意見として承ります。

2. 学識経験者への意見聴取

(1) 学識経験者

① 平成 23 年度第 2 回静岡県河川審議会

日時：11 月 1 日（火）10 時 00 分～12 時 18 分

場所：静岡県静岡総合庁舎 7 階 第 8 会議室

② 審議会での意見

意見等の要旨	検討主体（県）の考え	ダム検証における対応
<p>[費用負担の考え方]</p> <p>費用割合について、国の基準を用いて算定すればダムの建設費が 107 億 9,300 万円に対して、治水が 45.8%、水道が 2.2%、不特定が 52% となっている。果たして布沢川のような小河川でも、全体事業費の 52% が不特定に該当するのか？</p> <p>また、治水、利水の代替案の比較において、不特定に関わる 52% 相当の金額を除いた額を対象額として評価することは妥当か？</p>	<p>ダムのコスト・アロケーションについては、「分離費用身替り妥当支出法」に則り、治水、利水、不特定の費用負担割合を算出することとされ、今回もそれによっている。</p> <p>評価の方法については、国の示した検証基準に従うということが大前提になる。全国一斉に行なうダム事業の再評価なので、布沢川ダムで独自の評価方法を用いることは適当ではない。</p>	<p>(修正無し)</p>
<p>[利水対策案(水系間導水)①]</p> <p>利水について、企業局の回答として、「本案は東駿河湾工業用水に余裕があることが前提となり」とされている。</p> <p>企業局の現在の使用量は、計画給水量に対して、導水管は半分の給水能力であり、現在実際送っている水量はさらに少なく、かなりの余裕がある。</p> <p>それを踏まえると、不確実性を含んでいることに加え、法制度上も工業用水道事業法に抵触するということから、代替案として評価しないすることについて、改めて考え方を問いたい。</p>	<p>現状の施設の給水能力に対して使用実績に余裕があったとしても、今後計画的にこれを水源とするためには、その余裕があることが今後も担保されることが大前提となることから、「不確実性がある」と評価をしている。また、工業用水道事業法の目的外使用になることから、この課題を解決しない限り、既存工業用水施設の活用)成り立たない。</p> <p>水系間導水B案は、異常渇水時に河川法 53 条の2を用いた渇水調整の特例の運用を図るものであり、恒久的な代替案になり得ないことから、評価しないとしたものである。</p>	<p>(修正無し)</p>

意見等の要旨	検討主体（県）の考え	ダム検証における対応
<p>[利水対策案(水系間導水)②]</p> <p>日本軽金属㈱の発電放流水が駿河湾に放流されており、この水を水道用水として水利権を新たに取り、企業局の管を用いて上水道の浄水施設に導く利水対策案が実現すれば事業費もかなり安く抑えられる。</p> <p>提案として意見を出しておきたい。</p>	<p>提案された新たに水利権を取得するケースについては、法的に解決すべき課題として、新たな水利権を取ることと、企業局の工業用水施設を水道施設として位置づけて、共用施設にするための費用負担等を行うことができれば可能性はあると考えられる。</p>	<p>提案のケースについて、「水系間導水B'案」として検討に加える。</p>
<p>[環境に対する評価]</p> <p>環境への影響について、それに対する各案の検討結果が、結果的には悪影響の有無の観点だけで評価をされている。しかし、例えば、遊水池の運用によっては、湿地環境や止水環境が、生物の生息場を創出するように、環境に対する影響はプラスの影響もあり得る。河川法が変わって環境保全も目的になっており、事業を通じて環境をよくするための対策も必要であることから、その可能性については評価軸に入れていかなくてはならない。</p> <p>また、人と自然のふれあいを創出するという点の評価も必要である。</p>	<p>指摘のとおり、プラスの評価もあり得るので、新たな水辺の創出についての検討を加える。</p> <p>なお、水環境については、遊水池や貯水池の場合、水の循環の程度や水質によっては、水環境の良し悪しに大きく影響が生じることから、定性的な評価が難しい。</p> <p>また、「人と自然の豊かなふれあい」については、プラス面を評価して既に記載している。</p>	<p>第4回「検討の場」資料に反映する。</p> <p>利水・流水の正常な機能の維持の目的別評価における「環境」の評価を加筆修正する。</p> <p>(第4回「検討の場」資料[P52、53][P62、63]に反映)</p>
<p>[事業の点検]</p> <p>前回までの議題となるが、ダム建設費 170 億円は妥当とされている。建設工事を始めると地盤状況等によって堤体工の工事費が増額となると思われる。布沢川ダムの計画は、170 億円で完成できると見込んでいるのか。</p>	<p>事業の検証のなかで、事業費の点検を行なっている。そのなかで、最新の調査結果や新しい情報も考慮して事業費を点検しており、ダム事業を継続した場合には、全体事業費が 170 億円となると判断している。</p>	<p>(修正無し)</p>

意見等の要旨	検討主体（県）の考え	ダム検証における対応
<p>[利水計画の周知]</p> <p>静清合併により、旧静岡市からの水融通ができる利水計画に変更された。それによって10年に1回程度の渇水には安定供給の見通しが立ったのではないか。</p> <p>また、過去の大渇水のときには、富士川から工業用水を使って緊急受水を実施して対処できており、渇水対策の障害が少なくなっているのではないか。</p> <p>利水計画について、その変更や渇水にはある程度対応できるようになったということが地域にしっかりと説明されているのか少し疑問に思う。</p>	<p>利水計画の変更については、利水者である水道事業者の静岡市において、地域や議会等への説明をされていると承知をしている。</p> <p>意見をいただいたことを静岡市水道部に伝える。</p>	<p>(修正無し)</p>
<p>[検証への意見募集]</p> <p>意見聴取等において、県民意見では「意見の提出なし」で、アクセス数が266件しかない。これは、県民にあまり興味を持たれていない状況があるのだと思う。</p> <p>また、意見が全く出てこないことについて、考えを聞きたい。</p>	<p>意見が少ない事実はあるが、これまでの検討の場の内容が、関係住民にとって、関心を寄せにくいものであると分析している。</p> <p>関係住民等へは説明会を開催し、直接、意見を聴いている。</p> <p>今後、事業の継続か中止かに関わる県の対応方針案を示す第4回「検討の場」については、これまでよりも多くの意見が出るものと期待しており、さらに丁寧な周知、意見募集を実施する。</p>	<p>第4回「検討の場」後に行う県民意見募集において対応する。</p>

3. 関係河川利用者への意見聴取

国の検討基準に従い、関係河川使用者に利水対策案を提示し、意見を聴取した。

- ①意見聴取内容：「対策案③’水系間導水（B’案：水利権を取得して既存工業用水道施設を活用）」
- ②意見聴取先：静岡県企業局（東駿河湾工業用水事業者）

静岡県企業局

工業用水道の専用施設を水道施設との共有施設とすることについて法制度上は可能であります。

但し、水道事業者である静岡市が、関係省庁等と水道用水としての水利使用や、工業用水道施設の一部共有施設化、水道用水としての使用等について具体的な協議をおこない、あらかじめ共有施設とすることが可能であることを確認する必要があります。

また、水道事業者（静岡市）は、関係省庁等との上記協議と併せ、工業用水道施設管理者（企業局）と区分所有権の設定等について協議が必要となります。

なお、概算費用については、現行の料金（設備費分 13 円/m³、動力費・薬品費分 3 円/m³）を用いて試算すると以下のとおりとなります。

概算費用：13 円/m³×8419m³×365 日×1.05×50 年≒21 億円

3 円/m³×8419m³×10 日/年×1.05×50 年≒0.2 億円

合計 21.2 億円

(原文のまま)